

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和3年
7月16日
(金曜日)

目次

- 告示
漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意に関する告示に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅(水産振興課).....一
- 特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(建築指導課).....一
- 公告
契約の締結(厚政課).....二
- 土地改良事業の工事の完了(農村整備課).....二
- 開発行為に関する工事の完了(建築指導課).....三
- 教委公告
契約の締結.....三
- 選管告示
政治団体の名称等.....四
- 政治団体の異動事項.....四
- 解散等に係る政治団体の名称等.....四
- 資金管理団体の名称等.....五
- 政治資金規正法第十九条第三項第二号に該当する旨の届出があった資金管理団体の名称等.....五



山口県告示第百三十三号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十三条の二第一項第一号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意に関する告示(平成二十九年山口県告示第百四十六号)に係る指定漁船を普通損害保

険に付すべき義務は、令和三年六月二十九日限り消滅した。

令和三年七月十六日

山口県知事 村岡 副 政

萩市西部加入区 萩市東部加入区 阿武町加入区 田万川町加入区

山口県告示第百三十四号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項の規定により、山口県立山口南総合支援学校産業科棟新築工事に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和三年七月十六日

山口県知事 村岡 副 政

- 一 山口県立山口南総合支援学校産業科棟新築工事
- (一) 工事場所 山口市鑄銭司字南原二三四番六
- (二) 工事の概要

構	造	延 べ 面 積
鉄筋コンクリート造	三階建	二、一七一・九七平方メートル

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(令和二年山口県告示第四百二十二号。以下「告示」という。)二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等級であること。
- 2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第三条第六項に規定する特定建設業の許可(建築工事業に係るものに限る。)を受けていること。

3 出資比率が三十五パーセント以上であること。
(二) 共同企業体の代表者の令和三年七月十五日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)の建築一式工事の数値が八百五十以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年山口県条例第三十二号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織(以下「電子入札システム」という。)を使用して提出するものとする。

(三) 申請書等の提出期間及び時間

令和三年八月五日から同月十一日までの午前九時から午後四時三十分まで

(四) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

電子入札システムを使用して令和三年八月三十一日までに経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書により行う。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課(電話〇八三一九三三―三八三〇)にすること。



(二七八) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

令和三年七月十六日

山口県知事 村岡 嗣政

一 事務を担当する出先機関の名称及び所在地

山口県環境保健センター 山口市葵二丁目五番六七号

二 落札に係る物品等の名称及び数量

高速液体クロマトグラフ質量分析装置 一式

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和三年六月十日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

正晃株式会社 福岡市東区松島三丁目三四番三三号

六 落札金額

三千三百八十八万円

七 入札公告日

令和三年四月二十七日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県環境保健センター所長 調 恒明

(二) 調達方法

購入

(三) 落札方式

最低価格

(二七九) 土地改良事業の工事が完了

次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

令和三年七月十六日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 事業の名称
県営二島東地区農地整備事業（経営体育成型）
- 二 事業の種類
用排水施設の改修
- 三 工事完了の時期
令和三年五月十日

- 一 事業の名称
県営二島東地区農地整備事業（経営体育成型）
- 二 事業の種類
農道の整備
- 三 工事完了の時期
令和三年六月二十九日

- 一 事業の名称
県営二島東地区農地整備事業（経営体育成型）
- 二 事業の種類
暗渠排水
- 三 工事完了の時期
令和三年三月二十六日

（二八〇）開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和三年七月十六日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
下松市瑞穂町三丁目

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

群馬県伊勢崎市柴町一七三二番地
株式会社ワークマン



公 告

契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

令和三年七月十六日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
教育庁教育政策課 山口市滝町一番一号
- 二 契約に係る特定役務の名称及び数量
山口県立学校通信ネットワーク無線環境追加整備業務 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
令和三年六月二十三日
- 五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地
西日本電信電話株式会社 大阪市中央区馬場町三番一五号
- 六 契約金額
二億四千二百万円
- 七 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号に該当するため
- 八 契約担当者
山口県知事 村岡 嗣政



山口県選挙管理委員会告示第四十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和三年七月十六日

山口県選挙管理委員会委員長

秋本 泰治

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項 （以上の市町村の区域等を単位として政党（自由民主党）の支部）	届出年月日
自由民主党山口県岩国市第三支部	山手 康弘	延河 真弓	岩国市周東町下久原 2392の15		令和3、6、11
岡本泰行後援会	幡田 雅司	岡本 泰行	柳井市天神/4番34号		“ “ 8
ふるさと和恵後援会	古豊 和恵	吉村 公明	山陽小野田市大字郡 3351の4		“ “ 2
山近和浩後援会	山近 和浩	高島 修	光市三井6丁目5番5号		“ “ 11

山口県選挙管理委員会告示第四十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による届出があった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和三年七月十六日

山口県選挙管理委員会委員長

秋本 泰治

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	内容		備考 (異動年月日)
			異動	内容	
自由民主党萩支部	西島 孝一	会計責任者	新 引地 文雄	旧 平田 幸三	令和3、6、1

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
自由民主党山口県トラック支部	喜多村 誠	“	毛利光伸二	“ “ 18
あべ果奈子後援会	阿部果奈子	名 称	あべ果奈子後援会	令和2、4、10
上岡富士夫後援会	上岡富士夫	代 表 者	上岡富士夫	“ 12、31
日本弁護士政治連盟山口県支部	山元 浩	会計責任者	黒川 裕希	令和3、6、1
日本農業政治連盟山口県支部	関谷 淳一	“	金築 啓二	令和2、4、1
藤村こずえ後援会	藤村 竜二	“	岩本 綾子	令和3、6、1
山口県行政書士政治連盟	杉山久美子	“	松岡 巧	“ 5、22
山口県生活衛生同業組合連合会政治連盟	山野 陽生	“	白銀 政利	“ 4、1
山口県土地家屋調査士政治連盟	井上 哲也	代 表 者	井上 哲也	“ 5、28
山口県トラック運輸政策協議会	喜多村 誠	会計責任者	毛利光伸二	“ 6、18
			高橋 則彦	

山口県選挙管理委員会告示第四十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による届出があった解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和三年七月十六日

山口県選挙管理委員会委員長

秋本 泰治

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
岸本たかお後援会	岸本 隆雄	岸本 政代	光市中央2丁目7番11号	令和3、14
中本博明後援会	濱村 博通	中本 匠	大島郡周防大島町大字西安下庄 1262の3	令和2、8
福澄節夫後援会	松田 浩志	松田 浩志	山口市糸米/丁目3番33号	平成29、3、30
松尾義人後援会	野村 武	松尾 郁子	萩市三見2488の1	令和3、6、18

望月とも子後援会	永野 知子	上野 昌枝	宇部市寿町2丁目5番/6号	〃 〃 2/
----------	-------	-------	---------------	--------------

山口県選挙管理委員会告示第四十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による届出があつた資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和三年七月十六日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本 泰治

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資 金 管 理 団 体		代表者の氏名(年 月 日)	備 考
		名 称	主たる事務所の所在地		
古 豊 和 恵	山陽小野田市 市議会議員	ふるとも和恵後援会	山陽小野田市大字郡3351の4	古 豊 和 恵	令和3、 6、 7
山 近 和 浩	山口県議会 議員	山近和浩後援会	光市三井6丁目/5番5号	山 近 和 浩	〃 〃 10

山口県選挙管理委員会告示第四十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があつた同項第二号に該当する資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和三年七月十六日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本 泰治

資金管理団体の届出をした者の氏名	資 金 管 理 団 体 の 名 称	備 考 (資金管理団体でな くならなかつた年月日)
永野 知子	望月とも子後援会	令和3、6、2/

令和三年七月十六日
発行

発行人
所

山口県
知事
庁